

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が**発行**されます

～～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

控除証明書専用ダイヤルもご利用いただけます。

0570-070-117 (ナビダイヤル) (IP電話、PHS電話は 03-6700-1130)

＜受付期間＞ 平成23年11月1日(火)～平成24年3月15日(木)

＜受付時間＞ ○月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15

月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで受付

○第2土曜日 午前9:30～午後4:00

祝日、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は、通常の通話料金がかかります。

※IP電話、PHS電話の番号におかけになる場合は、通常の電話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

国民健康保険料

納付確認書の発行について

国民健康保険ご加入の世帯主に、納付もしくは口座振替された国民健康保険料(普通徴収分)の合計額をお知らせする納付確認書(圧着ハガキ)を11月下旬までに郵送します。
年末調整や確定申告にご活用ください。

給与所得者の個人住民税は『特別徴収(給与からの天引き)』で納税を

給与所得者の所得税は、事業者が給与から「源泉徴収」して、給与所得者に代わって国に納めています。同様に、給与所得者の個人住民税は、事業者が給与から「特別徴収」して、市町に納めることになっています。

- 所得税は源泉徴収しているけれど、個人住民税は特別徴収していないということはありませんか？
- 原則として、パート・アルバイトを含むすべての従業員から特別徴収をする必要があります。
- 税額の計算は市町で行いますので、所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。

従業員の皆さまには次のようなメリットがあります

- 納税の手間が省けます。
- 普通徴収が原則4回払いなのに対して、12回払いとなるので、1回あたりの負担が軽くなります。

三重県と県内全市町では、個人住民税の特別徴収の徹底に取り組んでいます。

平成24年度の住民税より新たに特別徴収を希望する事業者様は、平成23年分給与支払報告書総括表に「**特別徴収へ切替**」と朱書きで記載の上、ご提出ください。提出期限は**1月31日**です。

【問い合わせ先：税務課 377-5655】